

2019年4月26日

特例退職者医療制度ご加入の皆様
任意継続被保険者制度ご加入の皆様

富士通健康保険組合

健康保険業務の一部委託について

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、健保業務のサービス品質向上と効率化を目的に、健保業務の一部を業務委託することといたしました。
これに伴い、書類送付先が変更となります。
また、提出いただいた書類について委託先よりご連絡することがありますので予めご了承願います。

記

1. 委託対象業務

適用関連のオペレーション業務全般

- ・被扶養者増加・減少届出
- ・その他各種届出（限度額認定証/特定疾病受領証/証明書発行願/住所変更/金融機関変更届/再交付/氏名変更）等
- ・退職者加入保険（任意継続・特例退職）手続き 等
- ・上記に伴う保険証や認定証、証明書発行
- ・上記に係る問い合わせ対応（電話、メール等）

なお、保険料徴収、高齢受給者証、各種保険給付金、医療費にかかる保険給付金、健康診断費用補助等の業務に変更はありません。

2. 委託先

富士通コミュニケーションサービス(株)

3. 書類送付先

住 所：〒790-0011

愛媛県松山市千舟町5-6-1 ひめぎん末広町ビル3F

名 称：富士通健康保険組合) 事務サポートセンター

電 話：(直通) 044-738-3010

※変更はありません。ガイダンスが流れ、ご用件ごとに川崎と松山に振り分けられます。

4. 開始期日

2019年5月7日(火)より

※開始日以降より、委託業務につきましては、上記の書類送付先にご送付くださるようお願いいたします。

以 上